

# “日本が危ない”

## 地下水の権利と 外国人の土地所有

吉村 和就

Kazunari Yoshimura



---

グローバルウォーター・ジャパン 代表  
国連本部テクニカルアドバイザー  
水の安全保障戦略機構・技術普及委員長



# 日本の水源が危ない

- 外国資本による水源林が買収されている
- 各自治体による水源林保護
- 土地所有と地下水との関係(国内外)
- 水循環基本法

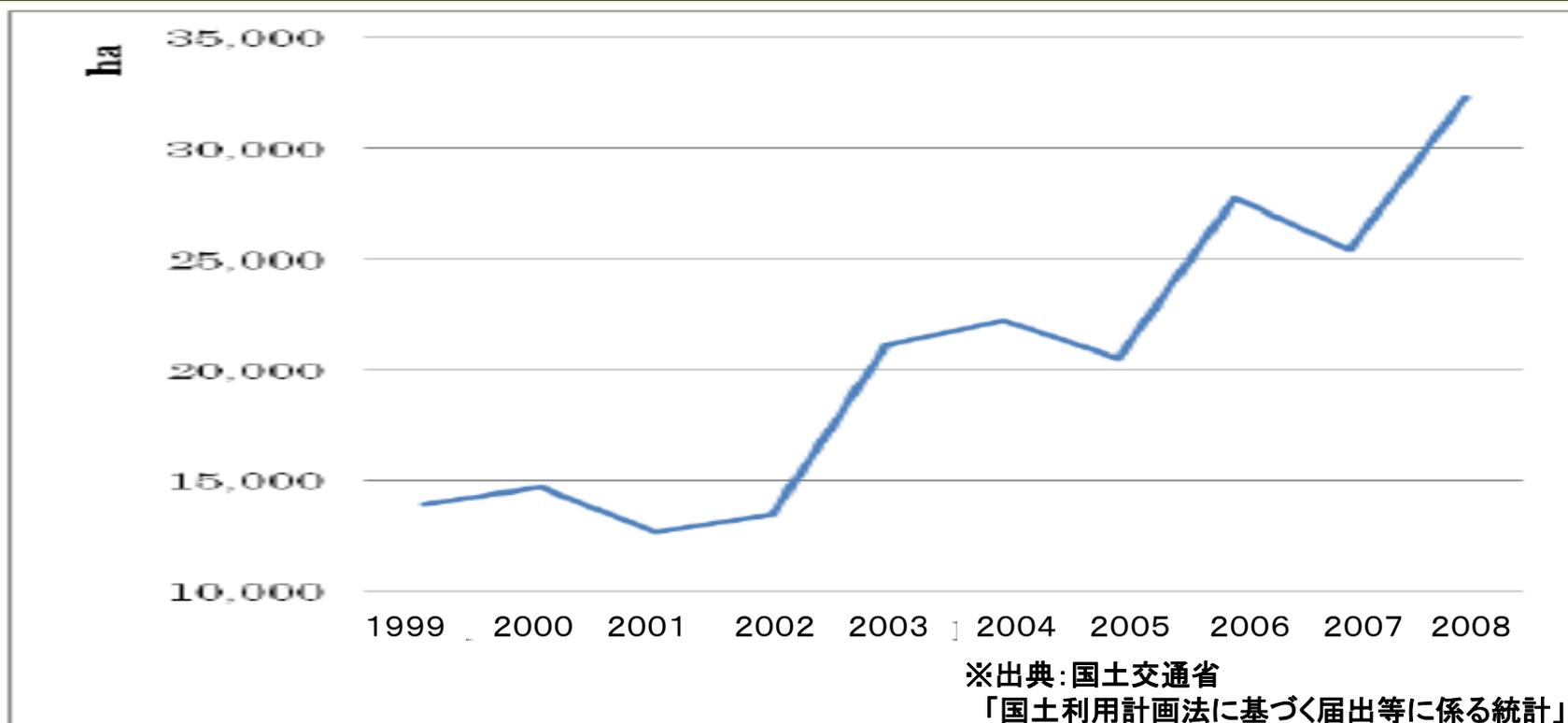


# 国・自治体の水源林保護をめぐる経緯

2011年4月	<b>改正森林法成立</b> （森林法 昭和26年施行）
5月11日	<b>林野庁が外国資本による森林買収面積は620 haに及ぶと発表</b> （調査期間:2006年~2010年）
9月1日	<b>北海道ニセコ町</b> 水道水源保護条例・地下水保全条例完全施行
2012年 3月23日	<b>北海道 水資源の保全に関する条例可決</b>
3月26日	<b>埼玉県 水源地域保全条例可決</b>
4月1日	<b>改正森林法施行</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・新たに森林の所有者となった者への届出を義務付け</li><li>・森林の維持・保護・罰則の強化（罰則30万円→100万円）</li></ul>

# 山間部に相当する地域の土地取引面積の推移

※都市計画区域外5ha以上の土地



## 外資による森林取得の事例(2006年~2012年)

※2011年5月時点 出典:林野庁

北海道で57件

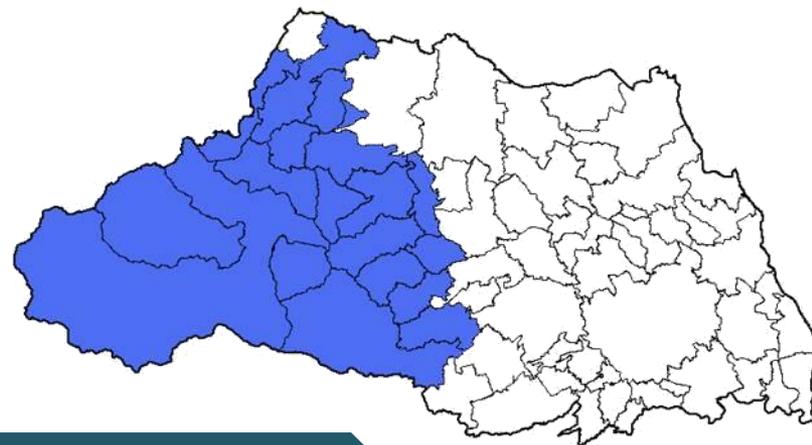
732 ha

山形県、神奈川県、  
長野県、兵庫県など11件

69 ha

## 水源地域の指定

秩父市、飯能市、本庄市など  
18市町村の森林地域



## 土地所有権等の移転等の届け出

水源地域の土地所有者は、土地の売買契約を  
締結する30日前までに利用目的等を県に届け出る

## 勧告

売買契約について無届、また虚偽の届け出等をした場合  
県は土地所有者に必要な措置を講ずるよう勧告できる

**「埼玉県 水源地域保全条例」概要**

(2012年3月26日可決・4月1日施行)



# “日本の水資源保護の現状と課題を徹底検証”

【BSフジ「PRIME NEWS」 2012年4月9日放送】



埼玉県を流れる利根川・荒川は首都圏1300万人の「命を支える水ガメ」であり、しっかりと管理しなければならぬ！

**表流水+地下水**



## 関東地方の水循環

### <埼玉県>

約240万m<sup>3</sup>/日のうち  
約8割を利根川・荒川より取水

### <東京都>

630万m<sup>3</sup>/日のうち  
約8割を利根川・荒川より取水



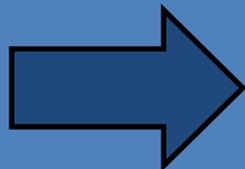
# 各自治体の水源地保護への取組み

## 条例可決の自治体

埼玉県
北海道
北海道 二セコ町
山形県 尾花沢市
山梨県 富士吉田市
山梨県 忍野村
鳥取県 日南町
宮崎県 小林市

## 意見書を出した自治体

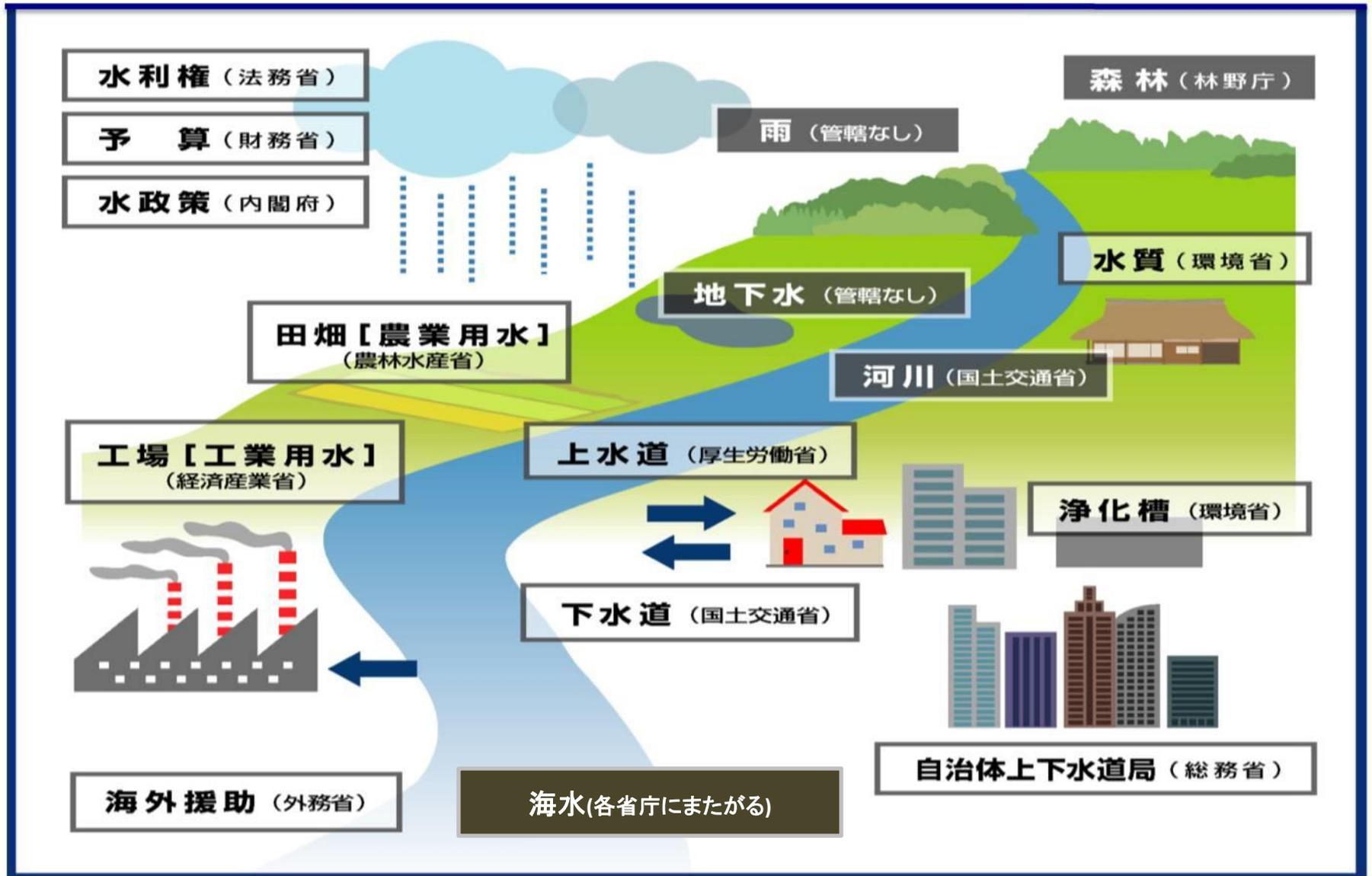
埼玉県 久喜市	愛知県 日進市
石川県	兵庫県 養父市
石川県 金沢市	佐賀県 上峰町
長野県 信濃町	佐賀県 鳥栖市
長野県 山ノ内町	熊本県 熊本市
長野県 佐久市	大分県
長野県 佐久広域連合	宮崎県 小林市
岐阜県 本巣市	



**8の県や市町村が条例を可決**

**15の県や市町村が意見書を提出** <2012年3月末時点>

# “水”に関する管轄省庁



地下水は公のもの

イタリア、イスラエル、フランス、  
ギリシャ、ポーランド

※アメリカ カリフォルニア州  
ドイツバイエルン州、  
スイス一部の州など

※水は公共財産と考えられている

地下水は原則として  
その地権者に権利がある

アメリカ、イギリス、日本

(※ただし、アメリカでは、  
州によって細部の見解は異なる。)

各国の地下水の帰属



外資の土地所有を認めない  
(土地使用权はある)

中国、ベトナム、フィリピン、  
ミャンマー、イスラエル、  
ナイジェリアなど

所有を制限付きで認める

韓国、シンガポール、  
オーストラリア、マレーシア、  
スイス、デンマークなど

土地の使われ方が、  
国益に反しない様、厳しく規制

アメリカ、ドイツ、フランス、  
イギリスなど  
※アメリカは、  
連邦法と州法で二重規制

外国人が自由に見える  
(農地・市街地以外)

日本



外資(外国人)による土地所有

# エクソン・フロリオ条項(1988年)

- **Exon-Florio provision**
- アメリカ合衆国の包括通商法に盛り込まれている条項。アメリカ国家の安全保障を脅かす外国企業によるアメリカ企業支配を制限する条項である。
- 対米外国投資委員会(CFIUS)が条項に触れると判断した企業買収や土地取得などの活動に対して、大統領が阻止する権限を持つ。アメリカ議会が1988年に日本資本によるアメリカ企業の敵対的買収を阻むために導入した。



# 内閣府

## 水循環政策本部

<統合>

<調整>

森林(林野庁)

水質規制(環境省)

田畑「農業用水」(農水省)

浄化槽(環境省)

工場「工場用水」(経産省)

上水道(厚労省)

河川・港湾・下水道(国交省)

自治体上下水道局(総務省)

水利権(法務省)

予算(財務省)

下水道(国交省)

海外援助(外務省)

# 水循環基本法とは



# 日本の国土と水資源を守る

## □ 国の責務

- 国土を守る法律の整備(国家安全保障法)
- 地籍調査、所有者の特定
- 所有者不明地の国有化



## □ 自治体と住民の責務

- 国土保全の地域ガバナンス強化
- 土地所有の実態調査加速
- 土地売買の届け出の強化
- 地域住民の土地と水源に関する意識高揚



# GWJ 吉村代表 テレビ 出演



# フジテレビ・新報道2001 「狙われる日本の水資源」

2010年9月12日 8:30~



外国人が誰でも買える  
日本の山林

「3つ おいしい」

1. 木材資源
2. CO<sub>2</sub>排出権取引
3. 地下水

一番の問題は  
「日本の森林や水資源は  
世界に通用する天然資源だ」  
ということを日本人が理解していない  
ことだ！！ 国家の安全保障の見地から  
考えよ。



# フジテレビ・新報道2001 「領土が資源が狙われる」 日本を“買いあさる”中国



2010年10月3日 8:38～

# 「日本唯一の資源・水を巡る攻防最前線 国・地方の果たす役割とは」

BSフジテレビ・プライムニュース2011年3月2日放送



# NHK総合・首都圏ネットワーク 「埼玉県水源に関する新条例」

【2012年2月7日18:10～19:00】



埼玉県の水源を  
守る新条例

埼玉県上田知事

外国資本により買収された  
森林面積620ヘクタール



# NHK総合・首都圏ネットワーク

## 「埼玉県水源に関する新条例」

【2012年2月7日18:10～19:00】



水資源をめぐるビジネスに詳しい、元国連環境審議官で千葉工業大学非常勤講師の吉村和就さんは、

「日本の山林は、とても良い水源地だが、日本には、外国人が土地を買ってはいけないという法律がなく、外国人でも土地を持てば、地下水を自由に使うことができる。

埼玉県には、利根川や荒川、それに渡良瀬川と、首都圏を支える水源が集まっているので、埼玉県が、地下水を保全することは、首都圏全体の利益になる」と話していました。

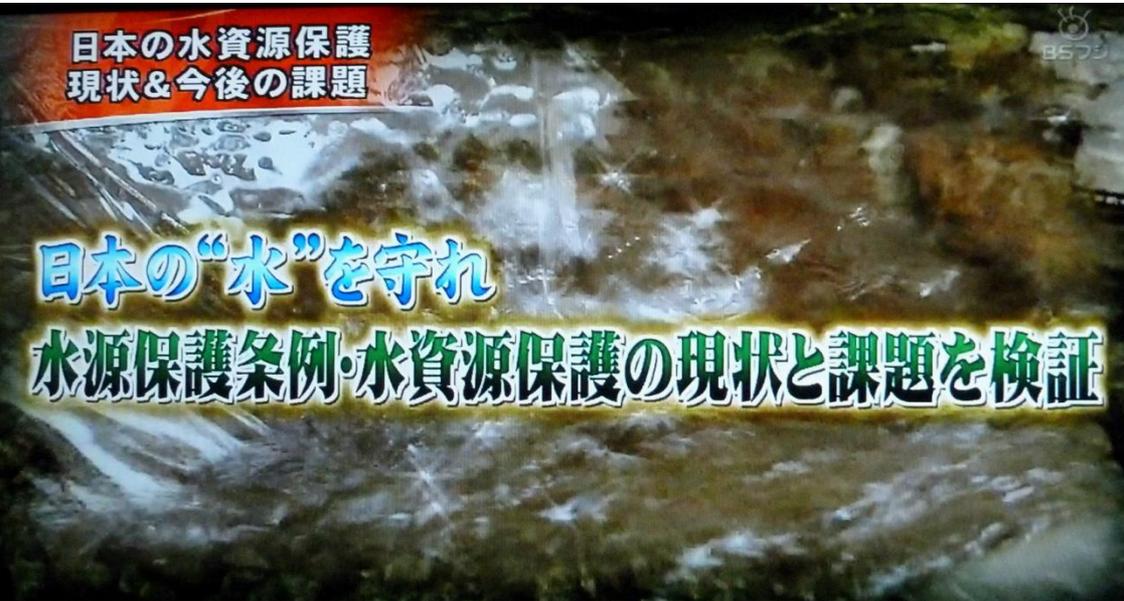
02月07日 18時11分 NHKホームページより

# “日本の水資源保護の現状と課題を徹底検証”

【BSフジ「PRIME NEWS」 2012年4月9日放送】



# “日本の水資源保護の現状と課題を徹底検証” 【BSフジ「PRIME NEWS」 2012年4月9日放送】



民主党  
森山 浩行 議員



埼玉県知事  
上田 清司 氏

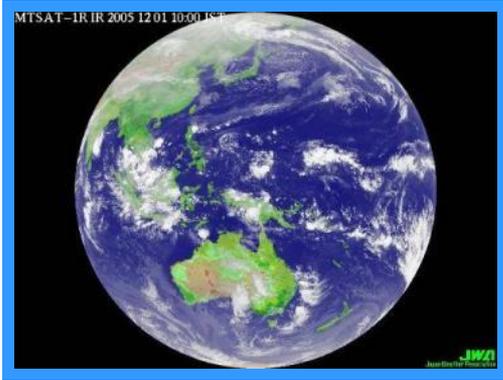


GWJ  
吉村 和就 氏



安全な水なくして未来なし

No safe water, No future



御清聴深謝

Thank you for your attention

Questions & Comments are welcome to

<http://gwaterjapan.com>

United Nations



吉村 和就

Kazunari YOSHIMURA